

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本構想・  
基本計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法のほか、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金）まで

3 予算額

20,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。（令和元年度10,000,000円 令和2年度10,000,000円）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

支払いに関して疑義が生じた場合には、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和元年5月20日（月）から令和元年5月31日（金）午後5時まで

(2) 第1次審査に係る質疑提出期限

令和元年5月31日（金）午後5時まで

(3) 第1次審査に係る質疑回答

令和元年6月5日（水）

(4) 参加申込

令和元年5月20日（月）から令和元年6月6日（木）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出

令和元年6月10日（月）から令和元年7月1日（月）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(6) 企画提案書等に係る質疑提出期限

令和元年6月10日（月）から令和元年6月20日（木）午後5時まで

(7) 企画提案書等に係る質疑回答

令和元年6月21日（金）

(8) 第1次審査（書類審査）

令和元年7月2日（火）～令和元年7月5日（金）

(9) 第1次審査結果通知書の送付

令和元年7月8日（月）

(10) 第2次審査に係る質疑提出期限

令和元年7月12日（金）午後5時まで

(11) 第2次審査に係る質疑回答

令和元年7月19日（金）

(12) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

令和元年7月25日（木）（予定）

(13) 第2次審査結果通知書の送付

令和元年7月29日（月）（予定）

## 6 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (5) 公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会が認定する医療経営コンサルタントの有資格者を総括責任者又は主任担当者へ配置できること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (7) 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの期間に病床数300床以上の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院において、整備に関する基本構想及び基本計画の策定業務を元請として受託した実績を有すること。

## 7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第2号）により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限
  - ア 第1次審査に係る質疑 令和元年5月31日（金） 午後5時まで
  - イ 企画提案書等に係る質疑 令和元年6月20日（木） 午後5時まで
  - ウ 第2次審査に係る質疑 令和元年7月12日（金） 午後5時まで
- (3) 提出先 一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局  
病院施設整備室  
FAX：0175-22-4439  
電子メール：soumu@hospital-mutsu.or.jp
- (4) 回答方法
  - ア 第1次審査の質疑に対する回答は、令和元年6月5日（水）に当院ホームページに掲載する。
  - イ 企画提案書等の質疑に対する回答は、令和元年6月21日（金）に当院ホームページに掲載する。
  - ウ 第2次審査の質疑に対する回答は、令和元年7月19日（金）に当院

ホームページに掲載する。

- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

## 8 参加申込手続

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第3号）
- ウ 業務実績調書（様式第4号）
- エ 誓約書（様式第5号）
- オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- カ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
- キ 財務諸表  
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- ク 納税証明書  
納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

- (3) 提出期間 令和元年5月20日（月）から令和元年6月6日（木）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

- (4) 提出先 〒035-8601 青森県むつ市小川町一丁目2番8号  
一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局  
病院施設整備室

## 9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

## 10 企画提案書等の提出

参加資格を有するものは、次の要領により企画提案書を提出すること。

### (1) 企画提案項目

- 項目1 基本構想・基本計画の策定業務をどのように進めていくか、基本的な考え方を提案してください。
- 項目2 新病棟に求められている機能、病床規模等の検討作業をどのように進めていくか、その具体的な方法等を提案してください。
- 項目3 基本構想・基本計画の策定過程で設置する「基本構想・基本計画策定委員会（仮称）」に関し、活発な議論に基づく適切で効果的な提言を引き出すためにどのように運営支援をしていくか、その考え方や手法等を提案してください。
- 項目4 病棟建設地の選定や建設費の抑制に関し、その検討作業をどのように進めていくか、現時点での考え方、手法等を提案してください。
- 項目5 適切な基本構想・基本計画を策定するうえで、項目1～4以外で特に重要と考える点を挙げ、基本構想・基本計画へ反映させる方法や、課題解決を図る進め方等を具体的に提案してください。

### (2) 提出書類の様式等の入手方法

企画提案に係る様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

### (3) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式第9号）  
※押印は正本1部のみとし、副本には押印不要（正本の写し可）
- イ 企画提案書（様式第10号参考様式）  
※様式第10号参考様式については任意の様式・文量で作成しても構わないが、企画提案項目1項目につきA4版5ページ（又はA3版片面折込み可）を限度とし、プレゼンテーションの持ち時間等を考慮して作成すること。
- ウ 業務実施（処理）体制図（任意様式）
- エ 工程表（任意様式）
- オ 見積書（任意様式）
- カ 会社概要パンフレット等（参加申込書の添付書類として提出したものと同一）  
※上記ア～オはホチキス等で一綴りにすること。

(4) 提出部数及び提出方法

10部（押印のある正本1部、副本9部）を、持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(5) 提出期限

令和元年7月1日（月）午後5時まで

(6) 提出先

下記15による。

(7) 企画提案に関する質疑

質問の提出方法及び提出先は上記7に同じ。

受付期間は、令和元年6月10日（月）から6月20日（木）午後5時までとする。

回答方法は、令和元年6月21日（金）午後5時までに、質問者を伏せて質問事項及び回答を当院ホームページに掲載する。

1.1 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

ア 第1次審査（書類審査）

企画提案書等の提出書類に基づき書類審査を行う。審査項目は（2）のとおりとする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。

(2) 審査項目

ア 業務の信頼性（実績含む。）

イ 業務実施体制

ウ 業務担当者

エ 業務工程

オ 委託業務の内容等

カ 見積金額

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案内容を明瞭化し、適切な審査に付するため、次のとおりプレゼン

テーション及びヒアリングを実施する。

ア 予定日時 令和元年7月25日（木）午後1時30分～

イ 実施場所 東診療棟3階会議室

ウ 時間設定 1者当たりプレゼンテーション20分以内、質疑10分以内  
合計30分以内とする。

※ 実施日、実施場所、各社の開始時間は、改めて対象者に通知する。

エ 実施方法

- ・提出した企画提案書提出書類（上記10（3））を用いてプレゼンテーション及び質疑を行う。
- ・提案者の出席人数は3人以内とする。
- ・提出書類と同一の内容を映写してプレゼンテーションを実施する場合、電源、プロジェクター及びスクリーンは審査委員会が用意し、パソコン等は提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

## 1.2 審査結果

### （1）第1次審査

第1次審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

### （2）第2次審査

第2次審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号）により通知するとともに、通知書発送後当院ホームページに掲載し、公表する。

## 1.3 契約の締結

（1）審査結果通知後、受注候補者と契約締結の手続を開始する。

（2）審査結果通知日から30日以内に契約締結に至らなかったときは、受注候補との契約手続は不調とし、改めて次点者との契約手続を開始する。

## 1.4 その他

### （1）提出書類の取扱いについて

ア 提出されたすべての書類は返却しない

- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする
- エ 企画提案書の内容は、専門知識を持たない者でも理解できるように、わかりやすい内容にすること
- オ 発注者が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

## (2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

## (3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

## (4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

## (5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

## (6) 言語及び通貨単位について

手続において使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 5 問合わせ先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 病院施設整備室  
〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

電 話 0175-22-2111 (内線3010)

F A X 0175-22-4439

電子メール [soumu@hospital-mutsu.or.jp](mailto:soumu@hospital-mutsu.or.jp)